

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会福祉バス運行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が所有する福祉バス（以下「バス」という。）の運行について必要な事項を定め、筑紫野市の福祉団体の健全育成と地域福祉活動の活性化を図ることを目的とする。

(利用団体)

第2条 バスを利用できる団体は、次のとおりとする。

- (1) 筑紫野市内のふれあいいいきサロン及び公に認可を受けている福祉団体
- (2) 社協からの活動助成金交付を受けている団体
- (3) その他筑紫野市主催行事など、筑紫野市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認めたもの

2 前項(1)及び(2)については、別表1に定める社協「特別会員1口」以上であるものとし、(3)については、同じく別表1に定める社協「特別会員3口」以上であるものとする。

3 筑紫野市主催行事に利用する場合は、筑紫野市担当職員が1名以上随行する場合に利用できるものとする。

(利用目的)

第3条 バスは、福祉活動及び福祉に関する研修を目的とする場合にのみ利用できるものとする。ただし、会員相互の自助活動、史跡めぐり等の歴史学習、行事の下見、環境・リサイクル等に関する研修などはこれに含めない。

(運行日等)

第4条 バスの運行日数は、予算の範囲内で定め、原則として、12月29日から1月3日までの間は運行しない。

2 バスの運行時間は、9時00分から16時30分までとする。ただし、4月1日から10月31日までの間は9時00分から18時30分までとする。

3 バスの運行距離は、原則往復250キロメートル以内とする。

(利用申請)

第5条 バスの利用申請は、第2条第1項(1)及び(2)については、利用希望日の3ヶ月前から2週間前の期間において、(3)については、利用希望日の2ヶ月前から2週間前の期間において利用の申請をすることができるものとする。

2 バスの利用は、原則として利用者が16名以上の場合に申請できるものとし、福祉バス利用申請書（様式第1号）に利用者名簿（様式第2号）を添付して申請するものとする。

3 バスの利用許可申請書及び利用者名簿は利用希望日の7日前までに提出する

ものとする。

- 4 目的地、運行予定、利用者等に変更がある場合には、すみやかに社会福祉協議会へ連絡しなければならない。

(利用許可)

第6条 会長が申請内容を適当と認めたときは、利用許可証(様式第4号)を交付する。なお、利用許可証発行後においても、気象条件や交通事情、運行内容によっては利用許可の取り消し、または運行を中止することがある。

- 2 バスの利用は、各団体につき1ヶ月に1回までの利用とする。また、利用申請が集中すると予想される3月から5月及び9月から11月の期間は、各団体につき1回の利用とする。

- 3 会長は、同日に複数の申請があった場合は、抽選によって決定することがある。

- 4 利用責任者は、利用当日に利用許可書を持参し、運転手に提出しなければならない。また、利用許可証に記載している注意事項について遵守しなければならない。

(費用負担)

第7条 バスの使用料は無料とする。ただし、燃料代、有料道路料金、駐車場料金等は、利用者の負担とする。なお、筑紫野市内のみの運行については、燃料代として別表1に定める社協「一般会員」会費4口を納入するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

区	分	金額（年額）
一般会員	1口	250円
賛助会員	1口	2,000円
特別会員	1口	5,000円